



# 医療福祉相談室 だより

2014年1月  
第14号

松和会 MSW 部会

～ 介護保険コラム 3 ～

## ご注意ください！「できないこと」があります ～訪問介護～

訪問介護とは、ホームヘルパーが利用者のお宅を訪問して、食事・排泄・入浴等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。内容によっては「できないこと」がありますのでご注意ください。

### 直接、本人の日常生活の援助に該当しない行為

- (例)
- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
  - 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
  - 同居家族等との共有スペースの掃除
  - 来客の応接(お茶、食事の手配等)
  - 自家用車の洗車・清掃 等

### 日常生活の援助に該当しない行為

- (例)
- 草むしり
  - 花木の水やり
  - 犬の散歩等ペットの世話 等

### 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- (例)
- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
  - 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
  - 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
  - 植木の剪定等の園芸
  - 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

参考「できること」(例)

#### 身体介護

- ◆排泄・食事介助
- ◆服薬介助
- ◆清拭・入浴、身体整容
- ◆起床及び就寝介助
- ◆体位変換、移動・移乗介助、外出介助 など



#### 家事援助 (※本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われます)

- ◆掃除・洗濯
- ◆一般的な調理・配下膳
- ◆日用品等の買い物・薬の受け取り など

☆次号は「ケアマネージャーについて」ご紹介予定です。